

別表

対象経費	補助上限額
<ul style="list-style-type: none"> ・介護ソフト、P C等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費（対象となるI C T等については、原則として、令和6年度山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱で定める対象経費を準用する。） ・ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費 ・業務コンサルタントの活用に必要な経費 ・その他知事が必要と認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・1グループ850万円

[備考]

- ※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。
- ※2 本事業の補助対象となるI C T機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。
- ※3 以下の経費は補助対象外とする。
 - ・他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
 - ・既に保有している機器等の廃棄に係る経費
 - ・機器の設置に係る建物の改修費
 - ・消費税及び地方消費税に係る経費
 - ・振込手数料